

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	山形県立ふれあいの家	指定管理者	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
所在地	山形市長町二丁目10-20	県担当課	健康福祉部障がい福祉課
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日	(電話番号)	(023-630-2293)
検証期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日		

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	管理運営の面では、概ね計画に沿った施設運営を行っているが、新型コロナウイルス感染症予防のため予定していた事業や行事の中止を余儀なくされた。利用者支援に関しては、自主性を尊重しつつ、安全面や健康管理・衛生管理の面に入力支援を行っている。設備面においては、予定していた検査や点検を実施し安全に業務運営が出来るようにしている。	評価	<評価の理由> 協定書に基づき、概ね適正に履行されている。コロナ対策についても、随時必要な対応を実施しながら管理運営を行っている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	継続して設備の不具合についての要望を出している。また、緊急を要する設備の修繕対応に苦慮することがあった。利用者支援においては、高齢化と身体状況の変化により他施設への移行を考えなければならない方が多くなってきているものの、制度の違いからシームレスにならない状況にある。また、入居者の募集について、市町村によっては、		<課題等の原因分析> 次の移行先については、利用者本人やその家族の心情、施設の空き状況、利用可能な制度等を総合的に勘案して検討する必要があるため、スムーズな移行が難しい状況にある。
課題、問題点への今後の対応	利用者が次の生活にスムーズに移行できるようにするためにも、関係機関と連携し、早期に移行先の検討を始め、ゆとりをもって移行先を探すことができる体制を整えて欲しい。 また、施設・設備等の修繕については、優先順位を考慮しつつ、計画的に実施していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	個別に相談を受けられるように配慮しながら、個々に必要な支援が提供できるよう、職員間で情報共有の場を適宜設けている。また、支援の押し売りではなく、出来ることは自ら行うように促し、自立心の確立や達成感の醸成に努めている。利用者自治会の活動を尊重しつつ、活動の充実に向けて可能な限り協力している。また、投書箱の設置やアンケート	評価	<評価の理由> アンケート調査等により利用者の要望やニーズの把握に努めている。また、個人ごとのニーズを大切にしつつ、利用者の主体性を尊重したサービスの提供を行っている。
意見・要望等への今後の対応	今後も利用者の意見や要望等を把握の上、サービスの向上に努めて欲しい。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	バックアップ施設からの情報提供を受けながら、健康面や衛生面、安全面に特に配慮しながら利用者支援を行った。また、法人で行う研修へ参加、職員の質的向上を図っている。移動販売車「とくし丸」の定期巡回(1回/週)の導入により、利用者の主体的な経済活動への参加を促進している。	評価	<評価の理由> 指定管理者の運営施設をバックアップ施設とし、食事の内容や健康管理、職員の資質向上などの面において連携しながら、効果的な事業実施に努めている。
② 経費の節減	通年を通して、使用していない場所の消灯や夏場におけるグリーンカーテンの設置、エアコン・ヒーターの温度管理など可能な限り節電を実施。また、ボイラーについては、使用する時間帯のみ運転する等、燃料の節約に努めている。害虫駆除、剪定、草刈、芝の手入れ、館内のワックス掛け、除雪などは外部委託することなく、職員が実施することで経費を節約している。	評価	<評価の理由> 光熱水費の節減に加え、施設職員が可能な範囲で自ら施設の環境整備を行うなど、経費の削減に努めている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	コロナ禍において、施設内でカルチャー教室等の実施が出来なかったため、外部の方を招くことはなかった。同じく「いきいき100歳体操」についても感染リスクを考慮の上、会場の提供を控えさせていただいた。職員採用においては、チラシ等を活用し、地域からの募集を積極的に進め、数名雇用している。	評価	<評価の理由> 職員雇用において、地域からの募集を積極的に行い、雇用に繋げるなど、地域に根差した施設となるよう努めている。
総合的な評価	管理運営及び財務管理について、協定書に基づき概ね適正に履行されている。 また、利用者一人ひとりのニーズを大切にしつつ、自立的な生活を尊重したサービス提供に努めており、利用者に寄り添った施設運営を行っている。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
 B : 概ね適正に実施されている。
 C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
 D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。